



佐賀県公報

平成19年
7月4日
(水曜日)
第12925号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (三五七・健康増進課) 一
- 道路の区域の決定 (三五八・道路課) 一
- 公 告
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 一
- 公印の登録抹消 (総務法制課) 二
- " " " " 二
- 公印の登録 " " " " 二
- 公安委員会事項
- ガスクロマトグラフ質量分析計の借入れに係る一般競争入札 (公 告) 二

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百五十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月四日

佐賀県知事 古 川 康

一 担当する医療の種類 精神通院

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
あさひ薬局開成店	佐賀市開成三丁目五番四二号	平成一九・七・一
バニーズ薬局	小城市三日町久米一二九五番地二	"

◎佐賀県告示第三百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その区域を表示した図面は、平成十九年七月四日から平成十九年八月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月四日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	幅員	延長
県道 鳥栖市原古賀町字一本松二六一番地先から鳥栖市轟木町字二本黒木一〇六五番五地先	三七・五メートル	一、四五九・六
新鳥栖停車場線	四・八	"

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、武雄東部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年7月4日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	山口 泰次	武雄市朝日町大字中野7064番地	平成19年3月26日退任
"	瀧ノ上輝行	" 廿久3087番地	"
"	藤瀬 初次	" 2690番地	"
"	奥 敬次郎	" 800番地	"
"	村岡 正毅	武雄町大字昭和537番地	"
"	稲田 繁	" 543番地	"

前田 清美	橘町大字片白525番地	〃
古賀 増雄	朝日町大字中野7558番地	〃
橋口 春俊	〃 〃 8659番地	〃
池田 實	〃 〃 廿久2122番地	〃
富永 茂人	武雄町大字富岡10865番地	〃
野上 一夫	朝日町大字中野5928番地	〃
橋口 昭	〃 〃 10578番地	〃
中村 隆英	〃 〃 廿久2962番地	〃
淵 智雄	武雄町大字富岡10007番地 1	〃
橋口 春俊	朝日町大字中野8659番地	平成19年3月27日就任
富永 茂人	武雄町大字富岡10865番地	〃
古賀 増雄	朝日町大字中野7558番地	〃
田代 盛人	〃 〃 7114番地	〃
野上 一夫	〃 〃 5928番地	〃
奥 政光	〃 〃 廿久184番地 3	〃
池田 實	〃 〃 2122番地	〃
中村 隆英	〃 〃 2962番地	〃
山口 忠秀	武雄町大字昭和685番地	〃
淵 政雄	橘町大字菅原5406番地 1	〃
橋口 昭	朝日町大字中野10578番地	〃
淵 智雄	武雄町大字富岡10007番地 1	〃

次の公印は、平成19年4月22日限りでその登録を抹消しました。
平成19年7月4日

佐賀県知事 古 川 康



佐賀県雇用対策課長印

次の公印は、平成19年4月22日限りでその登録を抹消しました。

平成19年7月4日

佐賀県知事 古 川 康



佐賀県労働課長印

次の公印は、平成19年4月23日をもって登録しました。

平成19年7月4日

佐賀県知事 古 川 康



佐賀県雇用労働課長印

○ 公安委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

<p>平成19年7月4日 収支等命令者 佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析計 一式</p> <p>(2) 借入物品の使用その他の明細 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 平成19年10月1日から平成24年9月30日まで(60か月)</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県警察本部科学捜査研究所</p> <p>2 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りがあった者でないこと。</p> <p>(5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。</p>	<p>(6) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成19年7月31日(火)の17時までに、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならぬ。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限る、入札の参加者とする。</p> <p>なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに添いなければならぬ。</p> <p>(1) 入札参加届(入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。)</p> <p>(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表</p> <p>(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等</p> <p>(4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる書類</p> <p>(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書</p> <p>4 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局 郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部警務部会計課 用度係 電話 0952-24-1111(内線2237) FAX 0952-24-5972</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 公報登載日から平成19年7月31日(火)までの9時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。 イ 交付場所 (1)に同じ。</p>
--	---

<p>(3) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成19年8月13日(月) 13時30分</p> <p>イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。</p> <p>(5) 契約条項を示す場所 (1)に同じ。</p> <p>(6) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。</p> <p>ウ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。</p> <p>エ 落札者の決定方法 予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>	<p>開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。</p> <p>オ 不落の場合 入札で不落となった場合は、再度入札を行う。</p> <p>(7) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(4) この契約は、1994年4月15日、ワラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be leased : Gas Chromatograph Mass Spectrometer, 1 set</p> <p>(2) Lease period : from 1 October, 2007 through 30 September, 2012</p> <p>(3) Delivery place : the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan</p>
---	--

(4) Time limit for tender : 1:30 p.m. August 13,2007 by direct delivery

(5) A contact point for the notice : Finance Section, Police

Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters,

1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan ; Tel.0952-24-1111

Fax.0952-24-5972

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年七月四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

